

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	個人住民税課税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市は、個人住民税課税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

那覇市長

公表日

令和6年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税課税事務
②事務の概要	地方税法に基づき、市に提出される市申告書、税務署で提出された確定申告書、事業所より提出される給与支払報告書、年金支払者より提出される年金支払報告書等をもとに個人住民税を計算、賦課決定し通知する。賦課決定後は税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定または賦課更正を行う。 また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から納税証明書等を発行する。 【内容】 ①課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、法定調書、市民税申告書等)の収集。 ②個人住民税の賦課決定・更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ③住民登録外住民への課税及び住民登録自治体への通知 ④行政機関、他自治体等から那覇市への所得調査等への回答、那覇市から行政機関、他自治体等への税務調査 ⑤給与支払者等からの届出書(給与所得者異動届出書等)の受理及び更正処理 ⑥個人住民税の減免申請書の受理および承認または却下の決定、ならびにその通知 ⑦他自治体に課税権があることが判明した場合の資料回送 ⑧賦課情報に基づく納税証明書等の発行
③システムの名称	①Acrocity税システム:個人住民税 ②税務システム:個人住民税(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) ③個人住民税課税支援(税務Lan)システム ④TOMAS:課税原票管理システム ⑤国税連携システム ⑥eLTAXシステム ⑦庁内連携システム ⑧宛名システム(番号連携サーバー) ⑨中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表24の項 地方税法その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業贈与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条48の項 (情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (第1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	那覇市役所 企画財務部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	那覇市役所 総務部法制契約課市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話:098-869-8191
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	那覇市役所 企画財務部 市民税課 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話:098-861-3328
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順を業務マニュアルに組み込み、毎年個人情報の取り扱いについて研修を行う。 ・人為的ミスが発生するリスクについて適宜注意喚起の周知を行い、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実行したことの確認をグループ長に受けたうえで行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、以下事務取扱担当者へ対し研修、注意喚起を定期的に行い、管理を徹底する。 ①特定個人情報等が見える状態にしたまま端末のそばを離れることがないように注意し、端末を離れる際はスクリーンロックを行うことを徹底する。 ②マイナンバーの利用事務においてアクセス権限を与えられている担当者は、ログインしたままで端末を他の職員に使わせないこと。また、ログインパスワードを他の職員に教えないこと。 ③事務取扱担当者であっても、業務上の目的以外の目的で保有特定個人情報等にアクセスしないこと。 ④共通サーバー等、他の職員が見ることが可能な場所に特定個人情報等を保存しないこと。 ⑤紙媒体又は電磁的媒体で特定個人情報等を保管する場合は、施錠可能な書棚等の管理責任が定められる場所にて保管し、事務取扱担当者以外が見ることのないようにすること。 ⑥特定個人情報等のデータ送信又は特定個人情報等が記載、記録された媒体の外部への送付若しくは持ち出しを行う場合は、管理責任者の許可を得て行うこと。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I－5－②所属長	市民税課長 根間 秀夫	市民税課長 祖慶 正淳	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に
平成28年4月1日	I－7 請求先	那覇市役所 総務部総務課市政情報センター	那覇市役所 市民文化都市民生活安全課市政情報センター	事後	〃
平成28年4月1日	II－2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月26日時点	平成28年3月28日時点	事後	
平成28年4月1日	II－2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月26日時点	平成28年3月28日時点	事後	
平成31年4月1日	I－5－②所属長	市民税課長 堀川 恭俊	市民税課長	事後	組織変更内の課長名は削除。
平成31年4月1日	II－2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年3月28日時点	平成30年3月11日時点	事後	
平成31年4月1日	II－2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年3月28日時点	平成30年3月11日時点	事後	
平成31年4月1日	IV-1 提供する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事後	様式変更に伴う新記載。
平成31年4月1日	IV-2 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		特に力を入れている	事後	〃
平成31年4月1日	IV-2 目的を超えた追加・事務に係らない情報との紐		十分である	事後	〃
平成31年4月1日	IV-3 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの		十分である	事後	〃
平成31年4月1日	IV-4 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分		特に力を入れている	事後	〃
平成31年4月1日	IV-5 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分		十分である	事後	〃
平成31年4月1日	IV-6 情報提供ネットワークとの接続		〔○〕接続しない(入手)	事後	〃
平成31年4月1日	IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	〃
平成31年4月1日	IV-7 特定個人情報の保管・消去		十分である	事後	〃
平成31年4月1日	IV-8 実施の有無		〔○〕自己点検 〔○〕内部監査	事後	〃
平成31年4月1日	IV-9 従業員に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	〃
令和2年2月1日	II-1 対象人数 いつ時点の係数か	平成28年3月28日時点	令和2年2月1日時点	事後	
令和2年2月1日	II-2 対象人数 いつ時点の係数か	平成28年3月28日時点	令和2年2月1日時点	事後	
令和2年4月1日	I-7 請求先	那覇市役所 市民文化都市民生活安全課市政情報センター 電話:098-862-9930	那覇市役所 総務部法制契約課市政情報センター 電話:098-869-8191	事前	
令和3年9月10日	1-4 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の主務省令で定める命令第20条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の主務省令で定める命令第20条 1.2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の主務省令で定める命令第20条 1.2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,23,25,28,31,34,35,36,37,38,40,43,44,47,49,50,51,54,55,58,59条	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の主務省令で定める命令第20条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の主務省令で定める命令第20条 1.2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,23,25,28,31,34,35,36,37,38,40,43,44,47,49,50,51,54,55,58,59条	事後	
令和6年10月1日	I-1-③システムの名称	①Acrocity税システム:個人住民税	①Acrocity税システム:個人住民税(ガバメントクラウド上の標準準拠システムを含む)	事前	
令和6年10月1日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表24の項 地方税法その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業贈与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。))に関する事務であつて主務省令(※)で定めるもの ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令	事後	法改正
令和6年10月1日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の主務省令で定める命令第20条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の主務省令で定める命令第20条 1.2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の主務省令で定める命令第20条 1.2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,23,25,28,31,34,35,36,37,38,40,43,44,47,49,50,51,54,55,58,59条	(情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条48の項 (情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (第12,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項)	事後	法改正
令和6年10月1日	1-4-①法令上の根拠	別表第一	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表	事後	法改正
令和6年10月1日	1-4-①法令上の根拠	別表第二	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条	事後	法改正
令和6年10月1日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年10月1日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年10月1日	IV-8 手を介在させる作業		基礎項目評価書	事後	様式変更に伴う新記載
令和6年10月1日	IV-9 監査	IV-8 監査	IV-9 監査	事後	様式変更に伴う項目変更
令和6年10月1日	IV-10 従業員に対する教育・啓発	IV-9 従業員に対する教育・啓発	IV-10 従業員に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴う項目変更
令和6年10月1日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		基礎項目評価書	事後	様式変更に伴う新記載